

2026 年 10 月 20 日

各 位

会 社 名	シェアリングテクノロジー株式会社
代表者名	代 表 取 締 役 CEO 片山 善隆 (コード：3989 東証グロース)
問合せ先	管 理 部 長 矢野 悟 (TEL. 052-414-5919)

臨時株主総会招集のための基準日設定のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2027 年 1 月上旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026 年 11 月 4 日（水）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって 2027 年 1 月上旬に開催予定である本臨時株主総会において議決権を行使できる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2026 年 11 月 4 日（水）
- (2) 公告日 2026 年 10 月 21 日（水）
- (3) 公告方法 電子公告

（弊社ホームページ <https://www.sharing-tech.co.jp/> に記載いたします。）

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が 2026 年 9 月 9 日に公表した「MP-2606 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨の意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、MP-2606 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が 2026 年 9 月 10 日から実施している当社株式の全て（第 15 回新株予約権及び第 16 回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てに対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、本公開買付けの成立後に公開買付者が所有する当社株式に係る議決権の数が当社の総株主の議決権の数の 90%未満である場合、当社は、公開買付者の要請により、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 180 条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと、及び、本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。但し、(a) 本公開買付けが成立しなかった場合、(b) 本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにより当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができた場合、又は (c) 本公開買付けが成立し、公開買付者が当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至り、公開買付者が株式等売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上